

太宰府筆一千一百廿管、兔毛鹿毛各五百六十管

〔續修東大寺正倉院文書三十〕謹解 申貢經師事年七月十寶字二

紙背二 廿七日下鹿毛筆二管中略 又下錢三百卅文直二百四十文墨三挺直

〔常陸風土記信太郡〕風俗諺曰葦原鹿其味若爛喫異山穴矣常陸下總二國大獵無可絶盡也

○按ズルニ、本書印本頭書云、狩屋望之云、風俗之上恐有脫文、此一行不可解、甲本丙本若字作若字、己本作苦字、不知孰是、今據乙本、諸本無常陸下總四字、今据丙本補之トアリ、姑ク附シテ後考ニ供ス、

〔三代實錄陽成三十五〕元慶三年正月三日癸巳奏請略 中 陸奥國鹿腊、莫以爲贊奉充御膳、

〔扶桑略記醍醐二十四〕延喜廿年三月廿二日、遣官使於越前國、賜渤海客時服、五月五日、召仰瀧口右馬

允藤原邦良等、見客在京之間、每日可進鮮鹿二頭事、

〔春波樓筆記〕備前岡山より二里過ぎて、宮内と云ふ處に、茶屋あり、遊女ある處なり、夫より二里右の方へ入る、足守に至る、爰は木下侯の領地なり、留まる事數日、予江漢 鹿の生血を啜らん事を云ふ、領主俄に狩に出でられけるに、漸く鹿一疋を獲たり、則生きたる鹿の耳元を、小づかを以て衝き破り、血を啜りければ、人々懼れをなしける、予薄弱なれば、鹿の生血は至りて肉を養ふ良藥と聞く、然れども得がたき物なり、又ある時、鹿の肉を喰はんとて、料理人に云ひ付け、るに、煙り臭くして、一向に喰ふ事能はず、何なる故と問ふに、此所は吉備津の宮あり、皆其神の氏子なるにより、獸類は穢とて之を忌み嫌ふ事なり、故に外に竈を造り、鼻に氣の入らぬ様に、長き竿を以て煮たる故、あんばいあし、と云ひければ、夫故に吾生血を呑みたる事を聞く者、如鬼思ふも尤ぞかし、

鹿雜載
〔比古婆衣七〕鹿のちがへ